

(下表の番号は、包括外部監査の結果報告書に記載された指摘番号又は意見の番号である。)

■対象とした教育委員会事務局事業等に関する監査結果及び意見

1 教育委員会 総務課 (学びのイノベーション戦略室)

意見	改善措置
1 群馬県デジタル窓口のうち、教育関連情報の登録者について (35頁) 群馬県デジタル窓口の友だち登録の数及び教育関連情報の配信登録の数が測定できるのであるから、登録者数や登録割合を1つの目標として掲げ、それを達成するように取り組むことが望ましい。	直近1年間(R5.4~R6.3)の登録者数は57,371人から58,013人(+642人(+1.1%))に伸びている。 内容の充実を図ることで、この伸び率を維持し、令和11年3月末までに60,000人の登録者数を目指す。 そのために、令和6年8月に教育委員会ホームページに登録方法等の周知のためのページを新たに作成した。
2 民間企業と連携したデータ活用の活性化について (36頁) 学校現場でも利用できるデータの集計を検討するとともに、費用面を含め早急に課題を解決する必要がある。	民間企業と連携したICTを活用した心の健康観察は、子供の心のSOSの早期発見・対応等に大変有効であった。 これらの成果を踏まえ、令和6年9月にGoogleフォームを使った汎用ツールを教育委員会総務課で作成(費用負担なし)し、ホームページへの掲載、研修会の実施、成果の周知等を行いながら、活用を促進した。

2 教育委員会 管理課

意見	改善措置
3 特別教室及び体育館のエアコンの設置について (40頁) 県立高校の普通教室のエアコン普及率は100%だが、特別教室及び体育館の設置率が全国平均と比較して低い。特別教室は令和5年度及び6年度予算での設置を進めているが、体育館については令和6年度から5年間での整備を目指し予算要求中である。 体育館へのエアコン設置は、熱中症という命に係わる問題であり、また災害の避難所にもなるため、高校の統廃合等も検討したうえで、存続させる施設に対しては、優先的に予算を計上することが望ましい。	令和6年度は県立高校体育館10棟分の空調設置工事費及び県立学校体育館25棟分の設計委託費に係わる予算措置を行った。令和7年度以降も計画的に設置するため、引き続き設計委託費及び工事予算を要求する。
4 各高校における冷暖房機器の稼働について (41頁) 冷暖房機器の稼働については、管理課及び健康体育課において規定された「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準(標準)」をもとに各高校で作成した自校用の運用基準に基づいて行われている。 しかし、実際には、効きが悪い教室もあり、体調不良を訴える学生や、風邪をひきたくない受験生が授業を休むなどの実害が生じている。各校において、実情に合わせた柔軟な対応をすることが望ましい。	令和6年5月に各校に対して「県立高等学校等冷暖房機器稼働運用基準(標準)」を再周知するとともに、児童・生徒の健康を第一に考え、適切にエアコン等の運用を行うよう指導した。 ー運用基準(抜粋)ー (2) 特別な状況における使用 温熱環境は、湿度や個人の冷温感等により影響されやすいものであるため、教室の環境維持に当たっては、温度のみで判断せず、生徒の健康を損なう恐れがある場合は、学校長の判断により、上記に規定する原則の範囲外であっても、エアコン等を使用できることとする。
5 保全工事の実施計画(計画と実績)について (42頁)	令和6年度から、当該工事を選定した理由を示せるよう記録を始めた。

保全工事を実施する際には、当該工事を選定した客観的理由を示すことが望ましい。	
6 群馬県高等学校等奨学金貸与について (43頁) 群馬県高等学校等奨学金貸与事業は、令和4年度をもって廃止されたが、利用頻度が極めて低く、より早期に廃止すべきであったと考えられる。	事業の必要性を含め、業務の見直しを日頃から検討しており、その結果、令和4年度に廃止したものである。
7 太田高校エレベーター設置工事設計業務委託の随意契約について (44頁) 緊急性を理由として、安易に随意契約を締結すべきではない。	原則通り、競争入札を第一に執行していく。
8 伊勢崎特別支援学校再編整備事業基本設計業務委託の随意契約について (45頁) 過去の実績等で安易に随意契約とすべきではなく、原則通り競争入札を第一に検討する必要がある。	原則通り、競争入札を第一に執行していく。
9 私費会計のルール厳格化について (45頁) 平成20年以降に県立学校の私費会計について取扱指針等が設けられたものの必ずしも遵守できていない状況である。また、当該指針等は平成23年以降改訂が行われておらず実態に即していない部分もある。 管理課、高校教育課は、事務長会等と協力して再度指針等を見直し実態に即した改訂等を行うべきである。	高校教育課、群馬県公立高等学校事務長会等と協力し、当該指針等の見直しを進め、実態に即した改訂を令和6年度中に行う。

3 教育委員会 学校人事課

指摘	改善措置
1 非常勤講師の付随業務に対する適切な賃金の支払について (58頁) 非常勤講師に対し、授業準備、試験の作成・採点、成績処理等に従事した時間を含めた労働時間を明示し、その時間に対する対価を支払うことのできる仕組みを整えるべきである。 このような制度は、各高校が独自に作成するのではなく、各高校や非常勤講師らの意見を聴取した上、県教育委員会として作成するのが望ましい。	令和6年4月～7月に他県状況の確認及び学校と非常勤講師からの意見聴取による実態調査を行った。 これらの調査結果を基に、令和7年度からの施行に向けて付随業務に係る報酬の適切な支払い方法を検討し、実績に応じて報酬を支給できる仕組みを整えるべく対応方針をまとめた。
2 事務職員等に対する適切な時間外勤務手当の支給について (60頁) 教育職員以外の学校職員である事務職員等に対し、「在校等時間記録ファイル」に記載された在校等時間を再確認し、時間外勤務を命ずるべき勤務が含まれていれば、その時間に応じた時間外勤務手当を支払うべきである。	令和6年6月～7月に、在校等時間記録ファイルに記載された時間外在校等時間と時間外勤務命令に基づく手当支給の対象時間の乖離が大きい職員に対してヒアリングを行った。 ヒアリング結果を踏まえ、全校に対して実態調査を行い、乖離している時間の中に時間外勤務を命ずるべき勤務が確認できた場合には時間外勤務手当を支給する。 また、今後、全校に対して、時間外勤務手当の支給も

る。	含め、時間外勤務に係る事前命令に関して、適正に対応するよう指導するとともに、時間外在校等時間の適正な管理について指導する。
----	---

意見	改善措置
1 0 総労働時間の把握について (6 2 頁) 教職員の健康確保の観点から、兼業については兼業従事後に管理職に実績を報告させるなどし、管理職が各教職員の兼業と併せた総労働時間を把握する仕組みを整備すべきである。	本県の在校等時間記録ファイルで管理できる時間は、職員個人の総労働時間ではなく、職員の「在校等時間」である。令和6年度中に、兼業従事する場合、在校等時間記録ファイルで管理する時間と兼業許可申請の内容を確認し、学校において総労働時間を管理するよう指導する。
1 1 教育職員ごとの兼業許可申請について (6 3 頁) 複数の教育職員が同一の兼業に従事するという場合においても、教育職員それぞれの個別の事情を判断するため、管理職が事前に個々の教職員の事情や本務の遂行に支障がないかどうか十分に確認し、副申書に記載すべきである。	令和6年6月以降の兼業許可申請について、従事日及び従事時間をまとめた一覧表に職員一人ひとりがサインをしたことを校長が確認した上で申請を行うこととした。
1 2 兼業許可申請の有無について (6 4 頁) 兼業は事案が多岐にわたることから、兼業許可申請の有無に付き県教育委員会として従事内容、本務への支障、その教職員の職能成長や社会貢献等の判断基準に基づいて個別具体的に検討する必要があるため、事前の問合せを行うよう、県内の全教職員に周知徹底を図るべきである。	令和6年6月以降、教職員が初めて申請を行う兼業案件については、事前に管理職に相談するよう周知するとともに、管理職で判断できない案件については、学校人事課に事前に相談することを徹底した。
1 3 いわゆる「持ち帰り残業」を含めた労働時間の把握について (6 4 頁) 教職員の勤務実態の把握や労働安全衛生管理を円滑に進めるため、いわゆる「持ち帰り残業」を含めた勤務時間の把握に努めるべきである。	「持ち帰り残業」の時間については、在校等時間記録ファイルの自動記録機能では把握できないため、各職員が手入力し、各学校において管理するよう指導しているが、令和6年3月に各学校に改めて徹底するよう通知した。
1 4 長時間労働の抑制について (6 5 頁) 現在の教職員の長時間労働を速やかに抑制するため、教職員の多忙化解消に向けた協議会発表の「提言R5」や、群馬県部活動運営の在り方検討委員会発表の「群馬県部活動運営の在り方について～『適正な部活動運営』と『休日の学校部活動の段階的な地域移行』の推進～【提言R5】」等」等に示された提言の実行に努めるべきである。	「提言R5」を周知し、各学校が提言の実行に取り組んだ結果、県立学校の時間外在校等時間は縮減した。 加えて、令和5年12月に「提言R6」を発出し、「廃止・縮小・ICT化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、各学校等に対して周知し、実行に努めるよう指導した。 (参考：高等学校における月45時間超の教職員の割合 令和4年4月：31.3%、令和5年4月：28.7%、令和6年4月：27.1%)

4 教育委員会 高校教育課

意見	改善措置
----	------

1 5 学校評価制度の充実化について (7 2 頁) 高校教育課としては現状各学校の評価結果を十分に利活用できていない可能性があるため、県立高校全体として魅力度増加により力を入れるべく、評価項目再設定の可否やアンケート方法の改訂（有効活用事例の展開）等、改善を指導して充実させていくべきである。	制度の形骸化を見直す観点から、令和6年4月開催の副校長・教頭研究協議会及び教務主任研究協議会にて、改めて学校評価制度の目的を確認させ、有効活用事例を周知した。 各学校の改善状況については令和6年度末の集計結果で確認し、評価結果を有効活用できる体制を整備する。 (意見を付された3校については、令和6年12月までに対応済み)
1 6 BYOD について (7 3 頁) 来年度の BYOD の開始に向けて様々な課題があるが、教員の負荷軽減など生徒、保護者、教職員を含め利害関係者に不公平感のないような制度を設計すべきである。	令和6年度開始時まで、保護者に対しては、購入支援金や端末貸与により負担軽減を図った。また、生徒が使用する端末が貸与端末から OS の異なる BYOD 端末に移行したことで、教職員の負担が増大しないよう、異なる OS でも対応可能なサービスを利用することとした。生徒端末に不具合が生じた場合は、学校保有の予備機等に対応した。
1 7 県立学校定員の抜本的な見直しについて (7 3 頁) 定員割れの状況が継続することで競争力が乏しくなり、各学校の魅力度を増したとしても限界があると考えられる。 県として県立高校の定員数については抜本的に見直すことも視野にいれるべきである。	第2期高校教育改革推進計画に基づき、再編整備計画を推進している。地区別の中学校卒業者見込数の減少等を踏まえ、学科の地域バランス、地域のニーズ、生徒・保護者の希望等に配慮しながら、全県を視野に、学科・コースや定員等の見直しを進めていく。
1 8 キャリア教育の推進について (7 4 頁) キャリア教育推進の一環として社会人講師活用事業を実施しているが、特定の高校に集中しているため、県に要請できる範囲（高校）を見直し、より多くの高校へ特別講師を派遣することを検討すべきである。	社会人講師活用事業のうち、特別講師派遣事業は芸術科とスポーツ科を設置している西邑楽高校のみを対象としている。現状の見直しを含め、他の高校の他の学科も対象とする事業となるよう令和6年度中に要綱改正を実施する。
1 9 オンライン相談窓口の増員（強化）について (7 5 頁) 高校生等の相談内容は多岐にわたるため、2名の相談者を1名の相談員が同時に対応することはサービス内容の低下につながる恐れもある。近年の増加傾向を踏まえ、相談員の増員を含めた検討を早急に行うべきである。	令和6年度から心と学びのサポートセンター「つながん」との連携により、相談者が必要とする場所との「つながり」や、学びの選択肢の「広がり」の提供等、サービスの充実を図るとともに、相談日を14日（R5：66日→R6：80日）増やすことで1日当たりの相談者数を緩和し、対応の質を確保するなど、窓口を強化した。

5 教育委員会 特別支援教育課

意見	改善措置
2 0 高等特別支援学校の認知度向上について (7 7 頁) 高等特別支援学校の授業料は普通科の高等学校とは異なり、所得制限に関係なく全ての生徒が無償であるが、当該事実が周知されていない可能性が高いと思われる。 入学者数増加に向けて授業料が無償である点をより周知していくべきである。	高等特別支援学校の認知度向上に向けて、令和6年度に開催する学校説明会から、職業教育をはじめとする教育内容等の周知だけでなく、授業料が無償である点についても積極的に周知した。
2 1 ICT の契約について (7 8 頁) 随意契約においては、第三者から見ても納	第三者から見ても納得のいく適正な形で契約を締結することを徹底した。また、令和6年度以降の事業に係る契約について、見積合わせを省略する際には、合理的な

得のいく形で締結するとともに、見積合わせの省略には合理的な理由を記載し決裁を行うべきである。	理由を明記することを徹底した。
--	-----------------

■往査した県立高等学校等（全１３校）に関する監査結果及び意見

１ 前橋高等学校

意見	改善措置
２２－① 学校評価のアンケート記載方法について（９９頁） 保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	令和６年７月に実施したアンケートから選択肢（「わからない」「未回答」も可の設定）の追加を行った。
２３－① 公費との明確な区分について（９９頁） 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（体育館用パイプ椅子、食堂の消耗品や記念会館（蚊龍館）の修繕費など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費について、担当課へ漏れなく予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。
２４－① 県への報告資料への未記載の会計について（１０１頁） 積立金や基金等を含めすべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	令和６年度以降、すべての私費会計について、管理課への報告資料へ記載した。
２５－① 備品の管理について（１０２頁） 有姿除却になっているもの、台帳に記載があるが使用されていないものが散見された。廃棄費用がなく処理できないのはやむをえないが、有姿除却や使用していない備品は、各部屋に放置しておくのではなく、それが分かるようにしておくべきである。	令和６年度中に有姿除却や使用していない備品は１か所にまとめて保管した。 また、廃棄費用の確保を行い、廃棄手続きを進める。
２６－① 蔵書点検について（１０２頁） 蔵書点検は毎年計画的に実施すべきである。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和６年１０月に蔵書点検要項を定めた。
２７－① 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について（１０３頁） 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める	職員の年次有給休暇取得状況を定期的に把握し、最低５日の年次有給休暇が取得できるよう、職場環境の改善に努める。 また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

等の具体的な取組を検討すべきである。	
--------------------	--

2 前橋商業高等学校

意見	改善措置
23-② 公費との明確な区分について (113頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（第一体育館交換用ハロゲンランプ、体育館用ジェットヒーター修繕など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費について、担当課へ漏れなく予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。
28-① 薬品の管理について (114頁) 薬品を定期的に点検し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。	令和6年度から原則、毎年10月に、所有する全ての薬品点検を2名の理科担当教員により行う管理体制を整えた。薬品管理簿の記載については、複数の薬品がある場合、個々の量を記載できるように改善した。
29-① 産業医等による面談の促進について (115頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	1か月あたりの在校時間等記録が80時間を超えた教員に対し、管理職で情報を共有するとともに、個別に校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき長時間労働による健康被害について説明し、産業医との面談を継続的に推奨する。 さらに、負担となっている業務を減らせるよう支援する。
27-② 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (115頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和6年7月、年次有給休暇取得率の低い教職員に対し、個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で、年次有給休暇の取得を推奨した。また、部活動大会後は、積極的な年次有給休暇の取得を朝会で管理職から勧めた。

3 伊勢崎工業高等学校

意見	改善措置
23-③ 公費との明確な区分について (128頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（網戸設置工事、体育館電灯修繕、トイレ修繕、体育館暗幕取り付け工事、生徒検診用器具レンタル代など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。

25-② 備品整理票について (129頁) 備品整理票が貼付されていない備品については、再度、貼付する必要がある。	県財務規則第231条の規定に基づく毎年度8月中に行っている現品確認調査の際、備品整理票の有無も確認し、貼付されていない場合には、貼付あるいは記載した。
---	---

指摘	改善措置
3-① 薬品の管理について (129頁) 薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度でもよいので、棚卸は全部の薬品を一斉に実施すべきである。	「管理簿」は、これまでのものを継続的に使用しながら、同種類の薬品が複数ある場合には、合計の重量でなく、それぞれの重量について記載するよう令和6年4月より実施した。 薬品の使用については、平成30年度まで使用していた「使用簿」に「いつ、誰が、どの程度使用したか」を使用する度に記載するよう令和6年4月以降行った。 棚卸は、担当する全職員が毎年3月に一斉に行うよう改め、令和7年3月から実施する。また、不用な薬品等については、処分費を担当課に要求した。

意見	改善措置
29-② 産業医等による面談の促進について (130頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止対策実施要綱及び運用通知に則り、面談の勧奨を行っている。また、産業医等の存在や役割と、面談の申出について教職員に周知した。 面談を実施しなかった場合、該当者に長時間労働のリスクを十分説明し、継続的に勧奨する。

4 高崎女子高等学校

意見	改善措置
30 私費会計の事業内容について (140頁) 私費会計の事業内容について明確にすべきである。	私費会計の見直しを行い、業務内容の明文化を行う。
23-④ 公費との明確な区分について (141頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（特別教室等のカーテン・暗幕整備、体育館ネット更新工事、窓ガラス清掃など）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費については、担当課へ漏れなく予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。
26-② 蔵書点検について (142頁) 蔵書点検は、毎年計画的に実施すべきである。	令和5年度については年度末に実施した。計画的に蔵書点検を実施するため、令和6年10月に蔵書点検要項を定めた。

29-③ 産業医等による面談の促進について (142頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	時間外勤務時間が80時間を超えた職員に対しては、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医と連絡を取り、面談を強く勧めていく。産業医との面談が実施できなかった場合には、管理職が面談を行い、健康状態や業務内容等について把握し、メンタルヘルス相談や各種相談事業を利用するよう助言する。
27-③ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (143頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	長期休業や定期考査の前などに年次有給休暇を積極的に取得するよう周知した。 また、取得率の低い教職員については状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

5 安中総合学園高等学校

意見	改善措置
26-③ 蔵書点検について (156頁) 蔵書点検は、計画的に実施すべきである。 また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和6年10月に蔵書点検要項を定め、継続して3年以上の所在不明な本については除籍処理を行った。蔵書点検に加え、日常的に貸出本の返却確認を行い、未返却の解消に努める。

指摘	改善措置
3-② 薬品の管理について (156頁) 薬品の管理簿が作成されていない。いつ、誰が、どの程度使用したのか、管理すべきである。また年に1度は棚卸を実施すべきである。	令和6年5月に薬品管理簿の様式を見直し、使用日・使用者・使用量を明記できるものに変更した。また、保管薬品一覧表を作成し、年1回(令和6年度は8月)棚卸を行い管理することとした。その際、不用薬品は一カ所にまとめ、予算の範囲内で順次廃棄処分していく。廃棄が複数年にわたる場合は、管理課と相談の上、計画的に実施する。

意見	改善措置
31 事務職員の増員について (157頁) 県内最多の系列を持つ高校であり、かつ、定時制も設置されているという実情を踏まえ、事務職員1名当たりの負担を減らし、事務職員の長時間労働を是正するため、事務職員の増員を検討すべきである。	令和4年6月時点の事務職員4名の時間外在校等時間の合計は月167時間程度であったが、業務分担の見直し等を図った結果、令和6年6月時点では4名合計で月48時間程度となった。
29-④ 産業医等による面談の実施状況の把握について (158頁)	毎月の在校等時間記録集計時に面談対象者を把握し、校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医と

現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。 また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	の面談を継続的に促す。その際、長時間労働の原因や職員が抱えているストレスについても把握する。 面談実施については随時確認し記録する。未実施の場合は、対象者の過度の負担にならないよう注意しつつ、長時間労働が健康等に及ぼす影響について説明し、面談へと繋げていく。
27-④ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (159頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	管理職は、普段から年次有給休暇等の取得がしやすい環境づくりに努めるとともに、長期休業前の職員会議や研修の場面を活用し、年次有給休暇等の積極的な取得について周知した。部活動等で取得できない教職員に対しては、生徒の健康維持も視野に入れながら取得を促した。 長期休業中は管理職も積極的に休暇等を取得し、教職員全体で心身のリフレッシュを図る。 また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。
32 私費会計の管理徹底について (160頁) 私費会計の決算残高について会計帳簿と通帳（実際の現物残高）とが一致しない会計があった。残高の管理については管理方法の見直しを含め再検討すべきである。	会計担当者は、令和6年度より私費会計取扱指針等に基づき、四半期ごとに会計報告書を作成し、管理職を含め複数人で出納簿と通帳残高の確認を行った。また、保護者あて会計報告書の作成の際には、金額の転記ミス等がないよう細心の注意を払う。 会計書類の作成には、群馬県公立学校事務職員会作成の私費会計プログラムを活用し、予算書・入出金回議書・出納簿・決算報告書までを一元管理することで、業務の負担軽減を図る。
23-⑤ 公費との明確な区分について (161頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（農場管理実習室照明器具交換、AED 年間リース契約料、プリンター関連消耗品）、本来公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	私費会計取扱指針等に基づき、公費負担とすべきと思われる費用については、公費予算で支出することとし、その際、必要に応じて担当課へ協議し、予算確保ができるよう努めた。また、定期的な支出で公費負担とすべきものについては、次年度予算要求に組み入れ、予算確保に努めた。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

6 藤岡中央高等学校

意見	改善措置
25-③ 備品の管理について (178頁) 毎年8月に備品の現物確認を実施する際に、備品整理票が貼付されていないものについては、備品整理票を再発行し貼付する必要がある。また、不明なものは除却処理を行う必要がある。	8月に備品の現物確認を実施し、備品整理票が貼付されていないものや、古くて文字が見づらいものは新しいものを貼付した。また、不明な物品については、除却処理を行った。

指摘	改善措置
4 蔵書点検について (179頁) 早急に蔵書点検を実施すべきである。また、所在不明の状態が3年続いた場合には、除籍処理を行う必要がある。	計画的に蔵書点検を実施するため、令和6年10月に蔵書点検要項を定めた。 また、データコレクタ付バーコードリーダーを3台購入（令和6年6月）した。生徒を含めた複数人での蔵書点検を実施（7～8月）して、現在の正確な蔵書の確認を行った。また、所在不明の書籍については、除籍処理を行った。

意見	改善措置
28-② 薬品の管理について (180頁) 薬品の管理簿の記載内容が不十分であるため、誰が使用したのかについても管理すべきである。 また台帳を見やすくして、開封済みの薬品の量もきちんと把握しておく必要がある。	令和6年4月から薬品使用記録簿で、使用者、使用量、残量を管理し、その記録簿と薬品点検簿のデータを薬品台帳で把握できるようにした。
29-⑤ 産業医等による面談の促進について (180頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	1ヶ月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教員等に対し、情報を通知するとともに個別に校長面談を行い、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき長時間労働が心身に与える影響を十分に説明し、産業医等との面談を継続的に促す。
33-① 同校における働き方改革の県全域への拡大について (181頁) 教職員の多忙化解消のため、同校において実施された部活動の統廃合等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。	令和5年12月に「提言R6」を発出し、「廃止・縮小・ICT化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、全県に周知した。 また、学校人事課において、各学校から報告された在校等時間記録ファイルを毎月集計し、その結果を各学校にフィードバックしている中で、各学校で行っている好事例を紹介し周知している。 ※学校人事課において措置済み
27-⑤ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (182頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	取得率の低い教職員には、個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で、年次有給休暇の取得を促した。また、長時間労働と思われる教職員には、健康面も含めて説明し、業務の見直しを行った。
23-⑥ 公費との明確な区分について (182頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（送迎車誘導看板設置、灯油など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予	当初予算要求や建物の長寿命化等、学校として、公費で負担すべき経費について、担当課へ予算の要望をした。併せて、生徒の安全・安心な学び場を確保しながら、私費の有効的な執行に努めていくこととした。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	
---------------------------------	--

7 沼田女子高等学校

意見	改善措置
2 2－② 学校評価のアンケート記載方法について (1 9 2 頁) 保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	令和6年12月に実施したアンケートから保護者が設問内容を判別できるように文言を変更した。「わからない」「未回答」も可等を追加した。
2 9－⑥ 産業医等による面談の促進について (1 9 2 頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	全ての教職員に長時間労働が心身に与える影響について職員会議等で説明を行う。また、在校時間記録にて長時間労働職員を把握し、管理職間で情報共有を行うとともに、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき対象者に面談を継続的に促す。
3 3－② 同校における働き方改革の県全域への拡大について (1 9 3 頁) 教職員の多忙化解消のため、同校において実施された土曜日の補講廃止、成績処理日の設定等の働き方改革に関する取組を、全県に拡大して進めていくべきである。	令和5年12月に「提言R6」を発出し、「廃止・縮小・ICT化」が進んでいる業務例、今後期待される業務例を明示し、全県に周知した。 また、学校人事課において、各学校から報告された在校等時間記録ファイルを毎月集計し、その結果を各学校にフィードバックしている中で、各学校で行っている好事例を紹介し周知している。 ※学校人事課において措置済み
2 7－⑥ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (1 9 4 頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和6年4月、職員会議において、学校人事課から示された「学校職員の休暇等について」を配布し、休暇取得に対する意識付けを行った。また、比較的休暇が取りやすい定期試験や長期休業時期には、管理職から声掛けを行い、休暇取得を促す。 また、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。
2 3－⑦ 公費との明確な区分について (1 9 5 頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（進路資料室・学習室3室 LED 照明交換）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	公費で負担すべき経費については、担当課へ丁寧に説明し、予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。

8 吾妻中央高等学校

意見	改善措置
----	------

28-③ 薬品等の管理について (206頁) 「毒物劇物管理簿」の記載内容の訂正の際は、修正テープを使用せず、二重線で訂正すべきである。	令和6年5月、管理簿の記載に当たっては、記載事項を十分に確認したうえで記入し、やむを得ず訂正する場合は、二重線で訂正することを担当職員で申し合わせ、適正な薬品・農薬の管理を確認した。
23-⑧ 公費との明確な区分について (206頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（別製生徒用机 H820mm 1台、体育館グリップ回復剤塗布など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	計画的な予算執行を徹底し、公費で負担すべき経費は、担当課へ漏れなく予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。
34 私費会計の管理方法の他校への展開について (207頁) 同校では令和5年度より私費会計について通帳を1つにして管理している。現物管理面でのリスク低減、会計と現物の照合頻度の短縮化によるメリットは多いと考えられるため、他の県立高校においても、預かり金会計で類似の会計を統合する際には1つの案として参考にすべきである。	私費会計取扱指針等の見直しを行う際の参考として、管理課へ一つの事例として紹介した。
29-⑦ 産業医等による面談の促進について (208頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	当該教職員には個別に校長面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医との面談を継続的に推奨する。産業医との面談が実施できなかった場合は、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、必要に応じて休暇取得を勧める。
27-⑦ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (209頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	取得率の低い教職員には個別に面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

9 太田高等学校

意見	改善措置
23-⑨ 公費との明確な区分について (220頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（図書館用図書、事務補助員給料、普通教室等カーテン更新など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。

者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	
24-② 県への報告資料への未記載の会計について (221頁) すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	学校徴収金調査の回答にあたり、すべての私費会計について、漏れなく報告を行った。
28-④ 薬品の管理について (222頁) 各薬品の薬品管理簿を作成し、複数人で管理する組織体制を構築すべきである。	令和6年6月に新たな薬品管理簿を作成し、管理状況や数量等の点検結果を定期的に管理職に報告する体制を構築した。
29-⑧ 産業医等による面談の促進について (223頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	時間外勤務時間が80時間を超えた教職員に対し、教頭が状況確認と指導を行っていたが、校長を交えた三者で行い、健康状態の確認と健康管理の指導を徹底するとともに、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医の面接による保健指導の申出を継続的に勧奨する。
27-⑧ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (223頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすい職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和6年4月までに学校全体の業務軽減対策として、学校行事の精選整理や課外授業日の削減を行った。取得しやすい時期である長期休業期間や定期考査期間に、教職員全員に取得促進を周知するとともに、取得率の低い教職員には個別で面談を行い、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。

10 太田フレックス高等学校

意見	改善措置
22-③ 学校評価のアンケート記載方法について (237頁) 保護者等へのアンケートの記載方法については不明な点もあるため選択肢を増やすか、保護者への設問内容は保護者側が判別できる内容とすべきである。	令和6年12月に実施したアンケートから質問項目の前に *「はい」「いいえ」の判断が難しい項目については未回答も可の文言を書き加えた。
27-⑨ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (237頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすい職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	職場の雰囲気づくりや働き方改革の更なる推進を図るとともに、年次有給休暇の取得日数の少ない教職員に対しては、その理由等について管理職による個別の面談を行った（令和6年5月実施済み）。 その上で、具体的には、月1回程度を目安に年次有給休暇取得日をあらかじめ設定し、午前に出張がある場合には午後の年次有給休暇を積極的に取得（午後に出張がある場合には午前の年次有給休暇を積極的に取得）するなどの対策を図った。

23-⑩ 公費との明確な区分について (238頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(図書館用図書雑誌代、製氷機など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
28-⑤ 薬品の管理について (239頁) 薬品を保管している納戸の鍵については化学準備室の机(未施錠)の中に置かれているが、施錠できる引き出しでの管理や鍵の管理簿により適切に管理することが望ましい。また定期的に棚卸を行い、現物確認をする必要がある。	令和6年4月から薬品庫の鍵は職員室に置き、薬品庫鍵貸出簿に記入し、借りた当日に鍵は返却する体制を整えた。また、年度末に薬品庫内の薬品を確認し、使用量等について、台帳と照合し、現物確認をすることとした(令和5年度は令和6年3月実施)。また、液浸標本は鍵のかかる棚で管理することとした。

11 桐生高等学校

意見	改善措置
23-⑪ 公費との明確な区分について (255頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり(ハンドボールコート防球柵設置、漏水調査及び修繕費など)、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校運営上で必要な経費においては、日頃から現状把握を行い、公費負担か私費対応かを改めて精査することとし、公費で負担すべき経費については、管理課又は主管課へ協議し、漏れなく予算要求を行った。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めていく。
29-⑨ 産業医等による面談の促進について (257頁) 産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員が、産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	毎月の在校等時間記録の集計で把握した、1月当たりの時間外及び休日労働が80時間を超えた教職員に対しては管理職による面談を実施し、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき産業医等との面談を継続的に促す。産業医等の面談に応じない教職員に対しては、改めて管理職による面談を実施し、長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、メンタルヘルス相談や教職員カウンセリング事業等を利用するよう助言し、教職員が相談しやすい環境を整える。
27-⑩ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (258頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすい職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしめない教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	日頃から職員会議や校内研修の折に触れ、管理職は年次有給休暇等の休暇取得について職員の理解が得られるよう周知した。 特に取得率の低い教職員に対して管理職は個別に面談を実施し、当該教職員の状況を把握した上で年次有給休暇の取得を推奨した。 また、長期休業中において、管理職も積極的に休暇を取得するようにし、休みやすい環境づくりに取り組むこととした。

12 前橋高等特別支援学校

意見	改善措置
----	------

29-⑩ 産業医等による面談の実施状況の把握について (268頁) 現状において、産業医等との面談による保健指導の申出の推奨の対象となった教職員がその後産業医等との面談を実施したかどうかを把握する仕組みが設けられていないが、産業医等との面談の必要性に鑑み、そのような仕組みを設けるべきである。 また、対象となった教職員が産業医等との面談を実施しなかった場合には、当該教職員に対して長時間労働が心身に与える影響を十分に説明するとともに、代替職員の配置等を検討する等当該教職員が産業医等との面談を実施しやすい環境を整えるべきである。	令和6年度より、以下のとおり実施する。 毎月の在校等時間記録の集計後、その月の時間外及び休日労働が80時間を超えた職員に対し、群馬県教育委員会県立学校職員の長時間労働等による健康障害防止実施要綱に基づき安全衛生責任者から通知を手渡し、産業医との面談を継続的に促す。 衛生推進者（養護教諭）は、該当職員が面談を受けやすい日時を確認し、産業医との面談日程の調整を行う。調整後の日程を教頭または事務長に報告する。 産業医との面談は校内で実施することとし、当該職員の面談の受けやすさにつなげる。 面談による保健指導の申出の勧奨に応じず、申出をしない職員に対しては、全職員に対して周知しているものではあるが、改めてメンタルヘルス相談や共済組合で実施する各種相談事業（教職員カウンセリング事業、電話・面談・LINE メンタルヘルス相談）に関する通知やチラシを渡し、各種相談事業の活用を促す。
---	--

13 高崎高等特別支援学校

意見	改善措置
23-⑫ 公費との明確な区分について (278頁) 一部の私費会計で公費負担とすべきと思われる費用の支出があり（現場実習用切手代、デジタルカメラ 他関連機器など）、本来、公費で負担すべき経費等を保護者からの徴収金で賄うことは趣旨に反するため、学校としては引き続き県へ予算要求するとともに県としても財源を確保するようにすべきである。	学校として、公費で負担すべき経費について漏れなく担当課へ予算要求した。 担当課としても、予算を確保するよう最大限努めている。
24-③ 県への報告資料への未記載の会計について (279頁) すべての私費会計について県への報告資料へ記載することが望ましい。	すべての私費会計について管理課への報告資料へ記載した。
26-④ 図書館の本の管理について (280頁) 図書に分類記号等を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理すべきである。	令和6年11月から図書に分類記号を記載し、図書台帳と照合しやすいように管理した。
27-⑪ 年次有給休暇取得促進に向けた具体的な取組について (280頁) 年次有給休暇の取得を促進し、教職員の心身のリフレッシュを図るため、取得しやすくなる職場の雰囲気作りにとどまらず、年次有給休暇を取得しようとしにくい教職員に対しては、管理職等が当該教職員の意見を聞いた上で年次有給休暇の取得時期を提示して定める等の具体的な取組を検討すべきである。	令和5年度中に年次有給休暇の取得促進のため、職場の雰囲気づくりや働き方改革を進め、すべての教職員において令和5年度の年休取得日数は7日以上であった。